

# 「指定訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業第1号訪問事業」

## 重要事項説明書

ヘルパーステーションあかいわ

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第3372200810号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護・第1号訪問事業サービスを提供しています。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆ 訪問介護とは

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活全般にわたり援助を行うものです。

### ☆ 第1号訪問事業とは

利用者が自力で家事などを行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なマネジメントに基づきサービスを提供するものです。

- \* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
- \* 令和6年8月1日以降の介護報酬適用となります。

## 1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護・第1号訪問事業
- (2) 事業所の目的 当事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定訪問介護・第1号訪問事業を提供します。
- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーションあかいわ  
(平成15年8月1日指定・岡山県第3372200810号)
- (4) 事業所の所在地 岡山県赤磐市日古木33-3 ケアハウスあかいわ1階
- (5) 電話番号 086-956-1307
- (6) 事業所長（管理者）氏名 松田 郁子
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 当事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる援助を行います。
  - ② 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成15年8月1日

## 2. 事業所実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 赤磐市（山陽・赤坂・熊山地区）  
岡山市（瀬戸町地区・東平島地区・城東台・竹原地区・牟佐地区）※岡山市は訪問介護のみ
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土 (但し、日曜日及び12月31日から1月3日までを除く)
受付時間	月曜日～土曜日（午前8:30時～午後5:30時）
サービス提供日及び時間帯	通年（原則として、12月31日から1月3日までを除く） 月曜日～日曜日（午前7時～午後8時）

## 3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の配置については、指定基準を満たしています。

職種	常勤	登録パート	常勤換算	職務の内容
管理者	1			従業員及び業務の管理を行う。 サービス提供責任者と介護員と兼務
サービス提供責任者	1			訪問介護計画を作成し実施状況の把握をする。

訪問介護員等	1	7	2.5以上	訪問介護
--------	---	---	-------	------

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 身体介護
  - 食事・排泄・入浴介護
  - 身体の清拭・洗髪及び更衣・整容の介助
  - 体位変換・移動、移乗介助・外出介助
  - 自立生活支援のための見守りの援助
- ② 生活援助
  - 生活必需品の買い物、調理
  - 衣類の洗濯、補修
  - 住居等の掃除・整理整頓
  - その他必要な家事
- ③ 身体生活
  - 身体介護と生活援助

(2) サービス利用料金及び利用者負担額（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。）

※単価は岡山市が1単位10.21円 赤磐市が1単位10円となります。

##### ① 指定訪問介護費（1割負担の場合）

	身体介護	生活援助	
20分未満	163単位		午前6:00~8:00 午後6:00~10:00  上記の料金は25%増しとなります
20分以上30分未満	244単位		
30分以上1時間未満	387単位		
1時間~1時間30分未満	567単位		
その後30分増すごとに	82単位		
20分以上45分未満		179単位	
45分以上		220単位	
身体介護に引き続き生活援助を行う場合			
20分以上		65単位	
45分以上		130単位	
70分以上		195単位	

- \* 上記金額に介護職員処遇改善加算18.2%が加算されます。
- \* 緊急時訪問介護加算（身体介護）→100単位/回の自己負担
- \* 生活機能向上連携加算→200単位/月の自己負担（希望者のみ）
- \* 口腔連携強化加算→50単位/月（希望者のみ）
- \* 上記は要介護認定を受けている方の自己負担額で交通費も含まれます。
- \* ケアハウス入居の方が利用の場合は、上記の金額が10%減額されます。

##### ② 第1号訪問事業介護費用(1割負担の場合)

種類	訪問頻度	要支援状態	自己負担額 (1か月)
訪問型サービス（Ⅰ）	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・要支援2	1,176単位
訪問型サービス（Ⅱ）	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・要支援2	2,349単位
訪問型サービス（Ⅲ）	（Ⅱ）を越える利用が必要な場合	要支援2	3,727単位

- \* 上記金額に介護職員処遇改善加算 18.2%が加算されます。
- \* 口腔連携強化加算→50 単位/月（希望者のみ）
- \* 上記は要支援認定を受けている方の自己負担額で交通費も含まれます。
- \* ケアハウス入居の方が利用の場合は、上記の金額が10%減額されます。

③ 初回加算 → 200 単位/回の自己負担

- ア. 訪問介護サービスは、原則として介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。
- イ. 基準限度額より多く利用した場合は、超過分の全額が自己負担となります。
- ウ. 入浴介助等でヘルパーが2人必要な場合は、「介護保険負担割合証」による自己負担額の2倍となります。
- エ. 通常事業の実施地域以外からの依頼の場合、通常の実施地域外からの交通費については、1 kmあたり 25 円の実費をいただきます。
- オ. 訪問中に買い物等の依頼がありヘルパーの車で買い物に行く場合は、1 kmあたり 25 円の実費をいただきます。  
その他公共の機関を利用した場合は、その実費をいただきます。

### (3) キャンセル

訪問介護サービスの利用をキャンセルする場合、訪問日の前日までにご連絡ください。  
当日キャンセルについては、全額自己負担をいただきます。  
なお、第1号訪問事業ではキャンセルについての自己負担はありません。

### (4) 利用料金のお支払い方法

利用料の支払い方法は、翌月 10 日前後に一括して請求書をヘルパーよりお渡ししますので、次回の訪問時にお支払いください。  
(事業所まで持参していただくか、下記の口座に振り込んでいただいても結構です)

トマト銀行赤磐支店 普通預金 1072342  
福) 赤磐中央福祉会 ヘルパーステーションあかいわ 理事長 岩藤 知義

### (5) 利用料の滞納

- ① ご利用者が正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納した場合には、期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- ② 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

## 5. 訪問介護計画の作成

(1) サービスはご利用者の同意を得た訪問介護計画に基づいて提供いたします。

- ① 事業者は、ご利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護計画」の変更等の対応を行います。
- ② 事業者は、「訪問介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容をご利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

(2) 下記のサービスについては、介護保険対象外となりますのでご了承ください。

- ① 直接本人の援助に該当しない行為  
利用者以外の者に関わる洗濯・料理・買い物・布団干し、利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接、自家用車の洗車、清掃
- ② 日常生活の援助に該当しない行為  
草むしり、花木の水遣り、犬の散歩等、ペットの世話
- ③ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為  
家具・電気機器等の移動・修繕・模様替え、大掃除、床のワックスがけ  
室内外家屋の修理・ペンキ塗り、植木の剪定、特別な手間をかけて行う料理

## 6. 秘密保持について

- (1) 訪問介護員及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、退職後も同様で、これらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
  - ① 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
  - ② 上記①の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
  - ③ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
  - ④ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
  - ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
  - ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
  - ⑦ その他サービス提供で必要な場合
  - ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (3) 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

## 7. 事故発生時の対処について(賠償責任)

- (1) 訪問介護の提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・当該居宅介護支援事業者のケアマネジャーに連絡を行い必要な措置を講じます。  
また、必要に応じて岡山県民局健康福祉部へも事故報告を行います。
- (2) 又、サービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して速やかに対処するとともに、その損害を賠償いたします。

## 8. 緊急時の対処について

訪問介護サービス提供中に、ご利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び当該居宅介護支援事業者のケアマネジャー、又は協力医療機関と連絡を取り、必要な措置を講じます。

## 9. 記録及び情報開示

サービス提供に関する記録(介護の内容・実施事項等)を作成し、ご利用者に提示するとともに、その記録を利用終了後5年間は保管いたします。その他、ご家族からの開示請求があった場合には、開示いたします。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

□ 苦情受付窓口担当

ヘルパーステーション 管理者 松田 郁子 電話 086-956-1307

□ 第三者委員

東本 剛 電話 086-955-1136

船津 明美 電話 080-1935-8754

□ 受付時間

(月曜日～土曜日 ・ 午前8時30分～午後5時)

(2) 行政機関その他苦情受付

岡山県 国民健康保険団体連合	所在地 Tel/Fax. 受付時間	岡山市北区桑田町17-5 086-223-8811 / 086-223-919 午前8:30～午後5:00
岡山市役所 介護保険課	所在地 Tel/Fax. 受付時間	岡山市北区鹿田町1丁目1-1 086-803-1240 / 086-235-3711 午前8:30～午後5:15
赤磐市役所 介護保険課	所在地 Tel/Fax. 受付時間	赤磐市下市344 086-955-1116 / 086-955-1118 午前8:30～午後5:15

11. 第三者評価の実施について

実施状況・・・無